



## 2018年3/9本会議：戸田の一般質問と答弁を全て紹介！

〔質問制限 20 分〕ギリギリで質問を構成し、市に詳しく答弁させたり、ビシッと「指摘」したりとか  
20185年3/10(土)発行 (全9ページ+資料5枚) 門真市議：戸田ひさよし 06-6907-7727

≪はじめに≫

≪件名1：「門真市の先進施策 25」について≫★このうち11が戸田が提起して市に実施させたもの！  
質問全文・市の答弁骨子・それに対する戸田の「指摘」

≪件名2：市の業務現場でのトラブルで問題化した場合の事実調査や記録作成の義務について≫

質問全文・市の答弁骨子・それに対する戸田の「指摘」

≪件名3：職員が作る「議員との面談記録」の公正さについて≫

質問全文・市の答弁骨子・それに対する戸田の「指摘」

≪件名4：副市長に就任した下治氏ほかが衆院選開票作業遅れ事件から懲戒請求されたことについて≫

質問全文・市の答弁骨子・それに対する戸田の「指摘」

≪件名5：選管が考える「開票立会人の点検作業の具体」について≫

質問全文・市の答弁骨子・それに対する戸田の「指摘」

=====

≪はじめに≫

13番、無所属・「革命21」の戸田です。質問の前提をまず述べます。

園部市長の病气死亡による市長選挙で、宮本一孝という人物が門真市長に就任して1年7ヶ月になります。

大阪府議時代は門真市議時代の名称看板6本を違法に併設し続けて、注意されても3年半以上も直さず、政治献金が禁止されている補助金団体の役員からの献金を、「個人からの献金だから合法だ」としつつ、政治資金報告書のその人の「職業欄」には「団体名不記載」で受け取り続け、

市長選前には、「府議を辞めたのに府議時代の看板を違法に出し続けて、市長選公示直前まで直さない」、という倫理感ゼロのこの人物は、

「市長報酬25%カット・退職金ゼロ」がずっと定着している門真市において、あたかもそれが無いかのように「市長報酬20%カット！退職金ゼロへ！」という騙し宣伝を大々的に打ち出して、選挙に勝利しました。

「利権とペテンの維新」ならではのデマ政治であり、こういう人物が市長になったら行政を腐敗させていく、実直な職員達がおかしくなっていく、と警鐘を鳴らしてきましたが、まさにそういう事態が発生し続けています。

市長の年間収入が宮本市長の方が44万円も多くなっている事を私から指摘されても、「それがどうした」、という態度であり、アベ政治が「違法脱法行為や情報隠しの横行、お仲間への違法優遇」、最近では「決済文書の偽造」疑惑濃厚にまでなっていますが、そのミニチュア版の様相を呈しています。

就任早々の2016年10月に、議会にも地域会議住民にも秘密のうちに3中校区地域会議協働センター建設の停止と、それに向けた建物除却補助金の返上＝「市支出約1800万円の増額」を勝手に決め、

12月議会直前に「地域会議役員の了承を得ているから」、と議会に虚偽説明をして補正予算を出して大紛糾させ、1月臨時議会開催の事態にもなりました。

その過程で幹部職員が、住民意見を捏造記載したり公文書を違法に廃棄しようとしたりの事件も起こったし、地域協働センター建設阻止を狙った「門真小の畑の存続要求署名」で市長と協力しあった男Aが、

「守口市の娘のマンションに20年も住んでいながら、市営新橋住宅の住民として不法占拠と住民票虚偽を続けていた」事も発覚しました。

「市長の自宅住所は公表しない」、というトンデモない情報隠しも始めました。

去年の3月議会と言えば、この男Aが、「実は2年以上前から新橋住宅居室の水道停止もしていた」＝「物理的にも居住不可能状態にしていた」事が水道局の調査で判明していながら、この重大事実を隠して私への議会答弁がなされ、「住民票問題を所管する市民課もそれを知らなかった」、という不可解な事態が起っていました。

この男Aはその後、逆に「新橋住宅の正当な住民である」と市からお墨付きを与えられて今に至っている始末です。まさにアベ腐敗政治のミニチュア版であります。

市長の施政方針説明の問題点をざっと指摘すると、膨大な税金浪費の万博誘致への協力なんてとんでもないし、カジノ問題を隠して万博誘致を言うこともおかしい。

「子どもの貧困問題」には触れても「大人の貧困問題」には触れていない、  
「地元企業の支援」は熱心でも「地元労働者の支援」は考えない、「所得向上政策」が想定されていない、  
「地震対策」は書かれても「原発事故対策」は全く書かれず、  
市のエネルギー政策・脱原発政策も書かれていない、

などの欠陥があります。

そういう宮本市政の問題点を踏まえた上で、「悪い所は叩き直し、良い所は誉めて伸ばす」観点で、以下の質問を行なっていきます。 答弁は全て西暦優先併記で願います。

・・・前振り合計：4分20秒・・・残り15分40秒

## 《件名1：「門真市の先進施策25」について》

Q1：門真市には実は、「大阪府内的にベスト8に入る」だけでなく、「西日本的にも数少ない」とか、「全国的に見ても少ない・ほとんどない」などの先進施策が結構沢山あります。

2008年3月議会ではそのうちのベスト20を上げてもらいましたが、今回はベスト25を列挙して下さい。

なお列挙に際しては、「どの市長の時代に始まったものか」で分類した上で、

- ・その政策の名称や内容、
- ・それが始まった年、
- ・「先進施策」である理由や根拠、
- ・その行政効果や市民への効果なども、それぞれに説明して下さい。

「西日本的にも数少ない」とか、「全国的に見ても少ない・ほとんどない」などの施策の場合は、その指摘もして下さい。

### 【河合敏和：企画財政部長の答弁：骨子】

十分に調査・精査したものではないが、「ベスト25」を示すと、

【市になる以前から】(1) 全小中学校での自校調理方式：子ども達に安全でおいしい給食を提供

【園部市長時代】(2) 市内全小中学校へのエアコン設置：2007年：子ども達の学習環境の充実

(3) めざせ世界へはばたけ事業（中学生英語コンテストと海外派遣研修）2011年：グローバルな人材育成

(4) きめ細かな指導を実現する35人学級事業：2014年：子ども達の学力向上：

（市独自で任期付教員を任用し、小学校5・6年生、中学校1年生の少人数学級を実現）

(5) 中学生放課後学習支援K a d o m a 塾事業（学ぶ意欲と能力が高いが家庭学習が難しい中学校3年生に学習塾を活用した学習支援）：2015年：将来を切り開く夢や展望を持てるよう。

(6) カドマイスターを探せ！事業（市内の特徴ある企業をカドマイスターに認定）：2011年：産業の振興施策

(7) ものづくりネットワーク事業：2012年：企業間の連携や活性化を図る・地方創生交付金の認定も受ける

(8) 市長退職金ゼロ：2005年当選の園部市長が「退職金ゼロ」を任期終了ごとに実施。2016年当選の宮本市長も公約に掲げて同様に実施。：行財政改革：★「首長の退職金ゼロ」は現在でも全国的に極めて少ない

(9) 旧中学校舎や旧高校校舎など既存施設の有効活用：旧府立高校校舎を2007年から複合施設として・旧市立中学校校舎を2013年から庁舎として転用：複数の既存施設を積極的に有効活用。

(10) 国民健康保険の収納率の大幅アップ：2005年に75.83%と全国的にも非常に低かったが、10年以上連続して向上。現在では大阪府内平均、全国平均を上回り、2016年度には92%を超えた：

税やその他の利用料等に対する市民の皆様の納付意識向上にも寄与。

次に、戸田議員が示されたものでありますが、

(11)◆住民の安全と尊厳を守る行政責務を認識した人権施策：2009年からの市議会での論議を経て：

- ・「全ての住民が尊厳をもって暮らせるようにする事が行政の責務である」という認識を深め、
- ・「人権侵害や暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れのある組織の利益になると認められる場合には、市の施設などの使用を認めない」、という行政姿勢を堅持。

・所管部署を人権女性政策課に定め、市の全職員と民間職員も含めた施設管理職員への定期的な人権研修。

★「全国的に極めて先進的な人権施策」として注目されてきた。都市品格を上げ、「マイノリティの人々や外国籍の人々も安心して住めるまち」という居住誘因効果にもなっていると推測される。

(12)◆西日本でいち早い脱関電のPPS電力導入と、それに伴う電気代の大幅節約：2012年に導入

★関電を継続していた場合と比べて、当時の概算で「年間540万円」の節約になる。

・「脱原発依存施策を進めるまち」という都市ブランドの向上や市民啓発に役立っている。

- (13)◆関電との契約における守秘義務の解除：2011年：関電から守秘義務を課せられてきた電気料の契約について情報開示請求に応え、契約内容を公開した：**★全国的にほとんどない例**：行政の契約の透明化・説明責任を果たし、市への信頼性を高めた。
- (14)◆警察への市民の皆様からの意見伝達やチェックを含む警察との窓口を担う部署の設置及び定期的な協議体制を構築：2016年度：警察の仕事ぶりや住民に対する責任を行政が住民目線でチェックし、対等な立場で協議：住民目線を意識させて警察不正行為の抑止。対等な立場での警察と行政・住民の融和による「安全安心のまちづくり」：**★全国で希有な例**。
- (15)◆業務委託及び指定管理者選定時における就業規則及び給与規程等の資料提出と、雇用継続を指定管理者選定の評価対象として明確化：2008年：就労条件や具体的な金額が分かる規定の提出を求める：業者のコンプライアンスや意識の向上、労働者保護、行政による点検の容易化などの効果大。  
**★現在でも全国的にもほとんどない先進的な取組**。
- (16)◆市の公休日における現場閉所の実施：2016年度：「公共工事の品質確保の推進に関する法律」及び「1997年建設省要綱」を踏まえ：労働者の労働時間の短縮に寄与・土日に多く発生する傾向がある各種不正工事を完全に抑止でき、工事品質の向上にもつながる：**★全国自治体で数少ない例**。
- (17)◆各種の重要課題で教育委員会も含めた全庁での一元的な所管体制を作って『縦割り主義』を脱却：2012年に人権問題や原発放射能問題で：職員力・組織の向上、市民に効果が還元される。  
**★全庁的に情報収集・情報配布する所管部署を設置している自治体は少ない**。
- (18)◆市営新橋住宅建替計画作成に係る住民意志の最大限の尊重と居住権の尊重を土台にした検討委員会方式：2014年度に検討委員会を立ち上げ：市への信頼性の向上につながる  
**★「住民の意思と居住権を尊重した建替え方策」や、「狭い市域での住民視点に立った移転策の提示」という非常に困難な課題に挑んでいることは全国的にも例がほとんど無い**。
- (19)◆市役所事務改善事例集の作成・公開：2009年度：行政における成功例や失敗例を詳しく記述し、各部署の研修での使用や公表により事例を蓄積する：成功例は職員や市民の誇りや自信に、失敗例は全庁的な認識の共有と継承により再発防止効果が高い：**★全国的に見てもほとんどないユニークな制度**
- (20)◆各種審議会や住民説明会等の議事録の2週間以内作成及び公表と音声記録の保存：2009年度：議事内容の速やかな公表と後日検証可能：行政の説明責任を果たし、行政の信頼性を高める。  
**★西日本で見ても数少ない制度となっている**。

【宮本市長時代】(21)－1：こども医療費の助成を高校3年生（18歳）まで拡充：2017年度

(21)－2：5歳児の幼児教育・保育・療育の利用者負担の無償化：2017年度

(21)－3：4歳児の幼児教育・保育・療育の利用者負担の無償化：2018年度から

(2)2 子どもの未来応援ネットワーク事業：2017年度：大阪府のモデル事業：子どもの貧困対策

(23) 市理の道路と公園の照明灯をリース方式によりLED照明に切り替え：2017年度：安全安心、コスト縮減

(24)－1◆期日前投票者数を含んだ投票区ごとの投票率の選挙後の発表：2017年の衆院選から（枚方市等でも）

(24)－2◆これまで実施された各選挙の投票区ごとの投票率調査を実施（地域実態調査）：2018年度から（投票率向上施策に活用）

(25)『ようこそ門真へ』国際交流事業：外国からの修学旅行生と学校ぐるみで交流を行う：2018年度から

ほか、(5)－2：「中学生放課後学習支援 Kadoma 塾」のクラス数を1クラスから2クラスへ拡充：2018年度から「きめ細かな指導を実現する環境づくり」：2018年度から

（「チーム学校」の構築をめざし、市費任期付教員の柔軟な活用と学校サポートスタッフの配置）

-----  
(戸田：注)「◆印」は、戸田が提起して市に実施させたもの！ 【東市長時代】1985年6月～2005年6月、  
【園部市長時代】2005年6月～2016年6月、【宮本市長時代】2016年8月～現在

※ 戸田が2002年から「1期4年で2000万円の市長退職金は高すぎる！大幅削減を！」と言い出した結果、当時の東市長が2005年3月にやっと「今後は市長退職金は1000万円に半減」を出して議会で可決され、2005年6月の市長選で園部氏が「市長退職期ゼロへ！」を公約に打ち出して当選した。

戸田の「市長退職金大幅削減主張」はしばらくの間、他の全議員から「ヘンテコ主張」扱いされたが、戸田がこれをガンガン議会質問・宣伝したからこそ、2005年度に東市長が「次からは半減」をやり、園部候補が「退職金ゼロ！」を掲げて当選した。◆だから、「市長退職金ゼロ」も、「生みの親」は戸田に他ならない！

## 【 戸田の指摘 】

詳しい答弁、ありがとうございます。

国保徴収強化策や幼児教育の早急な無償化などでは「全面的に賛成」、とまでは言いませんが、ユニークな先進施策が、市がざっと調べた範囲でも25項目、28コにも渡っているようです。

市政施行前からの先進施策が1、東市長時代に始まったものはゼロ、園部市長時代に始まったものが19項目、宮本市長になってから始まった・新年度から始まるものが5項目・8コですね。

また、私が提起して市が採用した先進施策が、そのうちの11項目・12コに及んでいる事も、嬉しく思います。

宮本市長が維新に多いヘイトウヨクに傾いていないのも幸いな事です。

今後は、若手職員らのまっとうさに感化を受けて、モラルを高め、維新を脱却する事と、先進施策をしっかりと継続・拡大させていく事を求めながら、次の質問に移ります。

・・・前振り+件名1の合計；6分08秒・・・残り13分52秒

## ≪件名2：市の業務現場でのトラブルで問題化した場合の事実調査や記録作成の義務について≫

Q1：市の業務現場で何かのトラブルが発生して、市民その他から苦情が来たり、市議会で問題にされたりした場合、市として事実調査したり、事実経過の記録を作成したりする義務があるはずだが、どうか？

Q2：そういう場合、市は「ちゃんと事実調査したり、事実経過の記録を作成した上で、苦情や議会質問に対応する」事が職責・職務であるはずだが、どうか？

Q3：そういう市職員の義務や職責は、法律や職員宣誓、市の条例や規定規則では、どのように定められているか？

## 【 大兼伸央：総務部長の答弁：骨子 】

A1：必要に応じて、事実調査を行い、事実経過等の記録を作成するものと考えている。

A2：説明責任の観点から、事実調査を行い、事実経過等の記録を作成した上で、対応を行うものとする。

A3：地方公務員法第32条において「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」について定められている。

また、門真市自治基本条例第12条第2項において、「職員は、業務に関して要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録することに努めます。」と定めている。

門真市職員のサービスの宣誓に関する条例において、「公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行すること」、と定めている。

また、門真市職員服務規程第2条においてサービスの原則として、「職員は市民全体の奉仕者として職責を自覚し、誠実公正に、かつ、能率的に職務を遂行するように努めなければならない。」と定めている。

## 【 戸田の指摘 】

大変まっとうな答弁でした。

しかし下治局長ら選管は、「10/22衆院選開票作業」に関して、あれほど大騒動になり、その直後に私から「12月議会質問で取り上げる」と宣告され、「一部始終、約6時間も記録した動画を見ておくように言われていた」にも拘わらず、

「12月6日になるまで動画を全く見なかった、それ以降にやっと見たが、全部で30分程度見ただけで、重要部分のメモすらしなかった」、と1月2月になってから私に回答しているんです。

1月に私が「こんな重要な記録動画をなぜ見なかったんだ」、と抗議すると、

下治局長・岡次長は「自分らは現場にいたので記録動画を見る必要はない」、とヌケヌケと言い放つ始末でした。

また、数時間に渡って様々な事があったのに、選管が作成した「開票作業の事実経過」はわずか32行だけの

超お粗末な代物で、到底、事実経過記録と呼べるものではありません。

こういう事実から、選管幹部達が「説明責任」、「自治基本条例」、「職員服務規程」に違反しているのは明白です。それを指摘して、次の質問に移ります。

・・・・前振り+件名1+件名2の合計：8分23秒・・・・残り11分37秒

=====

### 《件名3：職員が作る「議員との面談記録」の公正さについて》

Q1：門真市では、職員が「議員との面談記録を作成する」事を義務づけられているはずだが、市の条例や規則、職員服務規程では、どうなっているか？

Q2：そういう規定が設けられている目的趣旨はどういうものか？

Q3：「議員との面談記録作成」の保存や公開については、どのように定められているか？

「メモ書き」の保存や公開についてはどうか？

「議員への情報提供」についてはどうなっているか？

Q4：「話のやり取りが正しく記載されていないとか、歪曲や捏造がある」などは、あってはならない事だが、面談記録の内容の公正さの担保や検証についてはどうなっているか？

~~~~~

#### 【大兼伸央：総務部長の答弁：骨子】

A1：本市の条例等において、「議員との面談記録を作成する」ことを直接に義務付ける規定はございませんが、門真市自治基本条例第12条において、「職員は、業務に関して要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録することに努めます。」と定めております。

A2：門真市自治基本条例第12条の解説には、「市民などからの様々な要求、要望等を受けた場合に、その内容を簡潔に記録し、必要に応じて公表することを前提とした執行に努める規定です。このことにより、公平・公正な執行と不当要求を許さない執行を目指すこととなります。」とあります。

A3：職員によって作成された「議員との面談記録」につきましては、門真市文書管理規程に基づき、担当課において保存し、公開につきましては、情報公開制度に基づき公開するものとしております。  
「メモ書き」につきましては、職務上で作成し、組織として共有しているものは公文書として、門真市文書管理規程により保存し、公開につきましては、情報公開制度に基づき公開するものとしております。

「議員への情報提供」は、2014（平成26）年5月に「情報提供の今後のあり方について」でお示ししておりますとおり、門真市情報公開条例等関係法令及び情報提供の趣旨並びに個人情報取扱いについて十分ご注意いただいた上、議会の審議に必要な情報として対応いたしております。

~~~~~

#### 【戸田の指摘】

一応正しい答弁でしたが、不正な面談記録を作る事は職員の宣誓や服務規程、そして地公法や刑法第156条（虚偽公文書作成等）にも抵触する事にも触れておくべきでしょう。

選管は、私が「12/27 メール質問」で「10/15 から 12/15 までの面談の記録の提出」を求めたら、1/10 に「どういうやり取りをしたのか」が全く書かれていない「面談の件名のみ」のリストだけを出してきました。私がこれに抗議して、「やり取りの中身の分かる記録を出せ」と求め、1/31 にやっと出してきた面談記録は、「実際のやり取りとはかけ離れた数々の隠ぺいや歪曲」があり、10/22 から 12月議会までの話の流れからみて辻褄が合わない事だらけでした。

まるで森友学園事件の財務省文書捏造事件のミニチュア版です。

こんな事をした選管の下治局長・現副市長や岡次長、白川課長補佐は懲戒処分されないと示しがつかない、という

事を指摘して、次の質問に移ります。

前振り+件名1+件名2+件名3の合計：10分36秒・・・残り9分24秒

=====

≪件名4：副市長に就任した下治氏ほか衆院選開票作業遅れ事件に絡んで懲戒請求されたことについて≫

Q1：「10/22 衆院選開票作業遅れ事件」についての、選管の12月議会答弁その他の対応が余りに酷いので、最近、私は2つの懲戒請求を起こした。

ひとつは2/23(金)提出で、当時の下治選管局長と岡次長と白川課長補佐の3人に対するもので、もうひとつは2/26(月)提出で、下治選管局長と岡次長の2人に対するものだが、それぞれの懲戒請求について、「請求事由とその具体」を詳しく回答されたい。

Q2：これら懲戒請求はどのように審査されていくのか？ 今後の進行予定を回答されたい。

~~~~~

【大兼伸央：総務部長の答弁：骨子】

A1：「2月23日請求分」の請求事由は、

「服務宣誓違反、門真市職員服務規程第2条違反、門真市自治基本条例第12条違反、地方公務員法第32条及び第33条違反、その他の非行」、とあります。

その具体は、

「12月議会答弁の作成において当然行っておくべき事実調査を行わずに答弁を作成した」、  
「開票作業の事実経過に関して及び議員との面談記録作成で、重要な事実を隠ぺいしたり歪曲記載したりした不正文書を作った」、  
「開票立会人への事前の資料配布・説明さえしていれば防げた事案への無策無能」、とあります。

「2月26日請求分」の請求事由は、

「刑法及び民法の名誉棄損への抵触、服務宣誓違反、門真市職員服務規程第2条違反、地方公務員法第32条及び第33条違反、その他の非行」、とあります。

その具体は、2017年12月7日の総務建設常任委員会での答弁中、

「小選挙区の開票作業では、開票立会人のうち、お一方が確認作業の最初から投票用紙を1票ずつ点検をされましたので、その後の各候補者の得票集計ができない状況となり、開票結果の発表まで時間がかかる結果となりました。」

の箇所と、

「また、開票が遅くなった例といたしましては、平成12年の衆議院議員総選挙におきましても同様の理由で開票終了時間が午前2時50分となっております。」

の箇所が、

「開票当日の事実経過の重要な事実に全く触れないもの」であったり、  
「市役所事務改善事例集制度発足のきっかけにもなった2000年の衆議院選挙での事例の本質が、開票立会人を務めた戸田議員の『尋常ならざる努力』によって初めて112から113票もの票すり替え・混入という大事件が発見された、  
というものの、  
質問・答弁の文脈の流れから、これをひとりの立会人によって開票作業が遅れてしまった事例であると歪曲したもの」

であったりするので、上記の請求事由に該当する、との主張であります。

A2：今後につきましては、選挙管理委員会からの依頼に基づき、人事課において「事案に対する調査」、「関係者への聞き取り」を行い、事実関係を精査し、

「門真市職員分限懲戒審査会に付議すべき案件である」と判断したときは審査会に諮問し、審査を行います。その後審査会からの答申結果を踏まえ、任命権者の決裁により処分決定が出されます。

## 【 戸田の指摘 】

意図的に証拠動画を調べない、まともな事実経過記録を作らない、議員との面談内容を歪曲する、等々の非行行為の証拠は山ほどありますから、この2つの懲戒請求の審査が速やかに、そして厳正に進められる事を強く要望して、最後の質問に進みます。

前振り+件名1+件名2+件名3+件名4の合計：11分54秒・・・残り8分06秒

### 《件名5：選管が考える「開票立会人の点検作業の具体」について》

Q1：12月議会の総務建設委での公明党武田議員への答弁の中で、選管は  
「小選挙区の開票作業では、開票立会人のうち、お一方が確認作業の最初から投票用紙を1票ずつ点検をされましたので、その後の各候補者の得票集計ができない状況となり、開票結果の発表まで時間がかかる結果となりました。」

と答弁している。

これを見ると、選管は「開票立会人が1票1票めくって点検する事自体」を「開票作業を遅らせる原因になった」、と考えているとしか思えないが、どうか？

Q2：選管は開票立会人に対して、「どのようなやり方、形態での票の点検」を望ましい範囲だと考えているのか？  
具体例を示して欲しい。「票束の全数点検」でなくて「票束の一部だけの点検」方式か？

Q3：選挙での数万規模の票について、「100人規模の職員が5重にチェックして有効票だと判断した票」を「改めて少数の、今回の小選挙区ならたった3人の開票立会人の点検を受ける」とは、  
いったい、開票立会人に対してどういう「発見」を期待しての事なのか？

「1票1票ごとの有効・無効の点検」という職務において、両者の作業はどのような関係にあるのか？

Q4：10/22衆院選の小選挙区の開票立会人は、  
立憲民主党の村上候補推薦の私と、  
公明党の伊佐候補推薦の公明党の後藤太平市議、  
そして選挙管理委員で元共産党市議の石橋章一さんの3人でした。  
その中で私は「公明党・伊佐氏への投票束の点検をしたのみ」で、  
しかも「開票立会人の所に来た280束の伊佐候補票のうちの180束を点検したのみ」でした。  
これだけで夜中の2時過ぎまでかかってしまい、余りの疲労の激しさに、残りの投票束の点検を放棄せざるを得ませんでした。

私のこういう作業放棄は、「開票点検作業をちゃんとやらなかった」事になるのではないのでしょうか？

また、「票束を手にとって点検する事がほとんどない開票立会人」の場合はどうでしょうか？

Q5：選挙の開票作業は、「常設の選挙管理委員会およびその指揮下で作業する100名規模の市職員」と、「選挙の時々個別臨時的に就任する少人数の開票立会人」との共同作業によって、  
開票集計作業を公正かつ能率的に行なうものだと、私は考えます。

そしてまた、常設機関である選管と選管事務局は、開票立会人側が公正かつ能率的に作業を行えるよう、工夫や配慮を重ねていくのが当然の職責だ、とも考えます。

これらの点を選管はどう考えているか？

Q6：2000年衆院選以降のこの18年の間で、選管が「開票立会人側が公正かつ能率的に作業を行えるように何か改善した例」はあるのか？

「ある」とすれば、いつ、どのような改善をしたのか、具体を回答されたい。

以上がこの項目での質問ですが、あらかじめ明らかにしておく、  
私は通常なら少しでもマシな答弁にするように頑張るのですが、この事件に対する選管の誤魔化し責任転嫁の姿勢は12月議会からずっと変わらないので、

私としては、答弁案改善で無駄にもがくよりも、選管の性根の腐った答弁をそのまま晒した方が、証拠として使え

て良い、と考えました。

「どうやったら選挙管理委員会と市職員、そして開票立会人の3者が力を合わせて、より良い開票作業をしていけるのか」、という事に全く熱意も配慮もない答弁が、今から始まりますから、みなさんお聞き下さい。

それでは答弁、どうぞ。

~~~~~

### 【 岡一十志：選挙管理委員会事務局次長の答弁：骨子 】

A 1：昨年12月の総務建設常任委員会の答弁では、事実経過を述べただけであります。

A 2：公職選挙法第67条に、

「投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。

その決定に当たっては、第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」

と規定されており、

法の趣旨に沿って開票立会人が判断するべきことと考えております。

A 3：開票立会人の点検における職務は、公職選挙法第67条に規定されているとおりであります。

また、市職員による点検作業は、過去の判例・実例等によって有効無効の仕分けをし、開票立会人及び開票管理者に回覧することです。

A 4：開票立会人の業務については、多岐にわたって公職選挙法等に規定されており、

法の趣旨に基づいて判断されるべきものであり、選管職員が判断する立場ではないと考えております。

A 5：開票作業に携わる者が、公正かつ能率的に業務を行うことは当然であります。

しかしながら、市職員は、地方自治法第180条の3に基づき、職務命令により開票作業に従事するのに対し、開票立会人は、候補者や政党等により選任され、選挙管理委員会に届け出られた方であり、

その業務については、投票の効力の点検や、開票録への署名など多岐にわたって公職選挙法に規定されておりますことから、

市職員と開票立会人とは、おのずと立場や職責が大きく異なるため、共同作業という考えには馴染まないものと考えております。

また、開票立会人が公正かつ能率的に作業を行えるよう、これまでも様々な改善に取り組んできております。

A 6：事前に開票立会人からの申し出があれば、積極的に説明することを心がけているとともに、

2014（平成26）年衆院選からは、

開票立会人が開票所に集合した時点で、開票の流れについての説明を行うようにし、

その際の資料として、開票レイアウト表及び速報発表予定時間一覧表を配布しております。

また、開票開始直後に会場内を案内し、投票箱の空虚の確認とともに、開披台での職員の作業を近くで見ただけ、適正に開票作業が行われていることを確認していただくようにしております。

なお、次回の選挙からは、昨年12月の第4回定例会総務建設常任委員会にて答弁いたしましたとおり、

開票立会人に提供する資料を増やし、また、事前に送付するなどの対応を検討しております。

~~~~~

### 【 戸田の指摘 】

やはり9割方は性根の腐った答弁でした。最後に指摘と提案をしていきます。

実は、一方で選管はこの間、私の改善提起をいくつも率直に受け入れて改善を進めてきた事も指摘しておきます。

各候補者の選挙公報の市HPへの掲載、当落が明示されるHP記載、投票率が低い投票区への重点的な投票啓発、「期日前投票者数を含んだ投票区ごとの投票率の選挙後の発表」、「投票区ごとの投票率調査の外部委託の決定」、などの中には全国的に珍しい例もあるし、

10月衆院選の開票作業現場の動画撮影を許可した事も全国初の事です。

そうした選管であるのに、今回の衆院選開票作業問題でだけ、おかしな対応を取るのには、「想定外の騒動になって

恥をかかされた」、という被害者意識を、当時の下治局長、現在の副市長が持ってしまったからかもしれません。

根本原因は「2000年衆院選開票での112～113票もの票のすり替え混入事件」への反省の仕方が、「職員による開票仕分け作業の精密化」にのみ偏って、「選挙管理委員や開票立会人との連携共同のレベル向上」を考えなかった事にあります。

実際、2000年事件の事実そのものが、選挙管理委員や開票立会人に伝達継承される事が皆無で、選挙の都度に「有効票・無効票の判断基準」が文書配布も含めてしっかり共有される事ありませんでした。だから選挙ベテランの選挙管理委員ですら、その判断基準をちゃんと知らないで来ています。

選挙事務局が「職員による分別には間違いがありません」、と言っても、「2000年事件」を念頭に置いて、開票立会人が事務局に不信を募らせた場合は、1票ずつの点検をするしか、不信解消が出来ない構図にある事を、選挙事務局は考えて来なかった。

数万規模の投票用紙について、「100人規模の職員で5重点検をする」事と「その後に極く少人数の開票立会人が点検する」事の合理的な提携についても、選挙事務局は何も考えて来なかった。

だから、今後の改善として「判断基準書類を開票立会人にも事前配布しておく」だけではダメなんです。小選挙区で候補者氏名以外に多種多様な書き込みのある票束をパラパラめくって、有効無効を瞬時に判断するなんて絶対不可能です。

最も合理的な方法は、「開票立会人に回す票は、候補者氏名以外の記載が全く無い票だけにして、候補者氏名が正しいかどうかだけを見てもらう」、「候補者氏名以外の記載がある票は全て記載種類ごとに分類し、最終段階で分類ごとに開票立会人にざっと点検してもらう」、という方法です。この方法以外に、「開票立会人が効率的にちゃんと点検する」方法はありません。

次の選挙からは、「判断基準書類を開票立会人にも事前配布しておく」と共に、この方法で開票作業を行う事を強く提起して、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

前振り+件名1+件名2+件名3+件名4+件名5の合計：19分57秒・・・残り0分03秒

~~~~~  
※ この文書中の「時間表記」は、戸田がしゃべる時間のみの表記で、市側答弁の所用時間は含みません。

※ 門真市議会では、一般質問（本会議での個人質問）は「制限時間20分」と決められています。

（本会議での会派代表質問は1時間。委員会は質問時間制限無し）

※ 昔の門真市議会は質問する議員が極くわずかで時間も短いものだけなので、質問の時間制限は無しだった。

しかし戸田が1999年初当選・初質問の6月議会一般質問で約45分間質問した事で、公明党を筆頭に当時の与党4会派22人が嫌がって、「本会議での質問時間制限」を4会派多数決の横暴で決めてしまった次第。

戸田が「質問しない議員の批判」をしていったが、2002年当時で（1任期4年なのに）5年10年全く質問しないサボリ議員がゴロゴロいた！ しかし戸田が「顔写真入り各議員の質問回数表」を大宣伝する事で議員達の意識が徐々に変わり、2008年ころから大幅増、2011年市議選後からはもっと増加し、今は「全国的にも質問議員の多い議会」になった！ ★戸田の絶え間ない努力が議員と市民の意識を変え、こうした成果を生み出した！

※ 国会や多くの自治体議会での質問時間制限は「答弁も含めた時間」なので、長々答弁で議員質問が妨害されるが（アベ答弁が典型！）、門真市は「議員側だけの時間制限・20分」なのでかなりマシ。

※ 「議会質問」は、「分からない事を聞く」ことではなく、行政当局に認識を深めさせたり、施策を改善させたり、実行約束をさせたりするための、「追及行動」であり、職員・議員・市民への啓発を兼ねる場合もあります。

いったん「議会答弁」された事は、「市の正式見解であり、議員と市民に対する実行約束」となります。

従って、議会本番以前に、追及議員と当局者との「すり合わせ協議」と言う名の「攻めぎ合い」があります。

※ 議会本番での質問・答弁は、（ほとんどの場合は）既に完成させ、お互いに了解した原稿の読み合いですが、それは「永久保存する正式の公開記録として議事録に刻む」事に、大きな意義があるのです。（了）